

静岡県大井川広域水道企業団料金審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県大井川広域水道企業団料金審議会設置要綱第8条に基づき、静岡県大井川広域水道企業団料金審議会（以下、「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事日程)

第2条 審議会の委員長（以下、「委員長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ委員に通知するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

2 委員長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、委員長は、会議における討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

(ウェブ会議システムを利用した会議への出席)

第3条 委員長が必要と認めるときは、委員は、ウェブ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

2 ウェブ会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

3 ウェブ会議システムによる利用は、可能な限り静寂な個室その他これに類する環境で行わなければならない。なお、第7条により、会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない

(開会等)

第4条 審議会の開会、閉会、中止などは、委員長がこれを宣言する。

(議事の運営)

第5条 議事の運営は、前回の会議録又は会議要旨（以下、「会議録等」という。）の承認、報告、説明、質疑、討論の順序によるものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、この限りでない。

(会議の公開)

第6条 審議会の会議は原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、審議会の決定により、公開しないことができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 静岡県大井川広域水道企業団情報公開条例に定める非開示情報を審議する場合
- (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(会議を非公開とする決定)

第7条 委員長は会議内容が前条ただし書に該当する場合は、次のいずれかの方法により会議の非公開を決定することができる。(なお、初めて開催する会議の非公開の決定については、審議会の構成員の総意に基づき、委員長が決定するものとする。この場合において、各構成員の意見が一致しないときは、初めて開催する会議において決定する。)

- (1) 会議における議決
- (2) 委員全員による個別承認
- (3) あらかじめ指名された委員等による承認
- (4) その他審議会が定める方法

(会議資料の配布)

第8条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)に会議資料を配布するものとする。この場合において、傍聴者に配布する会議資料の範囲は、委員長が定める。

(会議の傍聴等)

第9条 審議会の会議の公開については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

- 2 委員長は、会議の開催日の当日、原則として傍聴を希望する者のうちから先着順に傍聴者を決定する。
- 3 委員長は、当日先着順にすると会場が混乱するおそれ等があると認めるときは、はがき、ファクシミリ、メール等の申込により、事前に傍聴者を決定することができる。
- 4 委員長は、会議を円滑に運用するため、傍聴要領を定め、会場の秩序維持に努める。

(会場からの退去)

第10条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議録等の作成)

第11条 審議会の事務局は、会議の公開、非公開にかかわらず、審議会の会議の内容について、当該審議会の意見を踏まえて、会議録等を速やかに作成しなければならない。ただし、特別の事情により作成が困難な場合は、この限りでない。

- 2 会議録等には、原則として次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 会議名
 - (2) 議題
 - (3) 開催日時
 - (4) 開催場所
 - (5) 席した者の指名
 - (6) 公開の理由(非公開とした会議のみ)

- (7) 議事の概要
 - (8) 会議経緯（質疑要旨など）
 - (9) その他必要な事項
- 3 会議要旨は、会議での審議事項が個人のプライバシーに関する場合や会議において自由な討論を確保する等の理由により、発言者や発言の内容全部を公開することができない場合等に作成するものとし、内容については、前項の会議録に準ずることとする。

（会議録等の情報提供）

- 第 12 条 情報提供にあたっては、審議会の事務局は、委員名簿及び会議録等を速やかに静岡県大井川広域水道企業団ホームページ等に掲載するものとする。（概ね2週間後を目途とする。）ただし、特別の事情により、情報提供を行うことができない場合は、その理由を明らかにしておくこととする。
- 2 審議会の事務局は、市民又は報道機関等の求めに応じ、委員長の意見又は判断を踏まえて、会議録等の写し（不開示情報が記録されている部分を除く）など審議経過及び審議結果に係る情報を提供するものとする。

（会議録等の閲覧）

- 第 13 条 公開された審議会の会議の議事録等は、前条第2項の規定による確認後、静岡県大井川広域水道企業団ホームページ等に掲載するほか、静岡県大井川広域水道企業団において情報提供を行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年6月7日から施行する。